

海水浴場に関する条例改正の環境経済学的影響について

～鎌倉市海水浴場を例に～

慶應義塾大学経済学部 4年

大沼あゆみ研究会 13期

学籍番号：21307284

川原昌也

2017年2月1日

要旨

美しい自然やお寺に囲まれた神奈川県 of 古都鎌倉市。古き良き伝統のある鎌倉市では、海水浴期間にマナーの悪い若者や風紀の乱れが問題となっている。マナーの悪い若者や風紀の乱れが問題となった理由の1つに海の家 of クラブ化がある。この問題に対し、鎌倉市は厳しい条例による規制によって解決を図ろうとした。その結果、マナーの悪さや鎌倉市に寄せられていた苦情（ゴミのポイ捨て、騒音苦情）といった環境的な面では解決したものの、海水浴客は大幅に減少し経済的な面で課題が残ってしまったのではないかと考えた。条例によって環境的・経済的な総便益はどのように変化したのか、同じような問題を抱えていた神奈川県逗子市、千葉県館山市と比較をしながら考察していく。

成功への道を開く絶好の方法は

努力と勤勉さ、そして上手くいかないことより

上手くいっていることに目を向けることに尽きる。

—第 45 代アメリカ大統領 ドナルド・トランプ

目次

序章

第1章 鎌倉市と海水浴場について

1.1 鎌倉市海水浴場の概要

1.2 鎌倉市と海水浴の歴史

1.2.1 日本人と海水浴

1.2.2 鎌倉市と海水浴

第2章 海の家について

2.1 海の家とは

2.2 海を家の歴史

第3章 問題と対策

3.1 鎌倉市海水浴場が抱える問題

3.2 鎌倉市の対策

3.2.1 平成26年度条例改正

3.2.2 平成27年度条例改正

第4章 他海水浴場の例

4.1 神奈川県逗子市の例

4.2 千葉県館山市の例

第5章 条例改正による環境・経済的分析

終章

参考文献

あとがき

序章

本論文の目的は、神奈川県鎌倉市で平成 26 年と平成 27 年に続けて改正された海水浴場に関する条例の妥当性を、フィールドワークやアンケートを通して分析・考察することである。

鎌倉市の海水浴場では以前から(1)風紀の乱れ、(2)マナーの悪化、(3)騒音という 3 つの問題に悩まされていた。この 3 つの問題を詳しく説明する。(1)風紀の乱れは、入れ墨の露出者の増加や酩酊客の増加を指す。(2)マナーの悪化は、酩酊客による海水浴場の近隣住民宅や砂浜へのゴミのポイ捨てなどが挙げられる。(3)騒音は海の家クラブ化や、一般海水浴客が音響機器を持ち込み大音量で音楽を流していたことによるものだ。いずれの問題も家族連れの海水浴客には近寄りがたい海水浴場となっていた。

これらの問題を解決するために平成 26 年、「入れ墨の露出禁止」や「酒に酔って迷惑をかけることの禁止」や「砂浜・海の家での音響機器使用の際は 80 デシベルまで」などの内容で条例が改正された。しかしこの条例では前述の 3 つの問題は大きく改善されず、窃盗件数や風紀苦情は増加してしまった。そこで平成 27 年に「砂浜での飲酒禁止」や「砂浜・海の家での音響機器使用禁止」などの内容で条例が再度改正され、さらに巡回警備員を 653 人動員し、条例改正の周知啓発や違反者への注意を行った。その結果、前述の問題は大きく改善したものの、平成 26 年度には 927,200 人いた海水浴客が平成 27 年度には 656,800 人にまで減少してしまった。

この現状をうけて、条例改正による経済的影響、環境的影響の 2 点について以下の仮説を立てた。まず経済的影響について述べる。この条例改正によって、経済的には悪い影響があったと考える。海水浴客が約 27 万人も減少し、海を家の売り上げが大きく減少したのではないかと考えたからである。次に環境的影響を述べる。環境的には良い影響があったと考える。条例違反者を取り締まり、条例違反行為の中止、さらに違反者の退去までできるようになったためだ。これによりゴミのポイ捨てや騒音被害など鎌倉市が抱えていた環境的問題は大きく改善されたと考える。

本論文では前述の仮説を検証し、最終的にこの条例改正によって経済的・環境的総便益はどのように変化したのかを考察していく。

第1章 鎌倉市と海水浴場について

1.1 鎌倉市海水浴場の概要

神奈川県の大磯半島西部に位置する鎌倉市。この鎌倉市には3つの海水浴場が存在する。材木座海水浴場、由比ヶ浜海水浴場、腰越海水浴場である。この3つの海水浴場の特徴をそれぞれ示す。¹

最初に、材木座海水浴場は、遠浅で波が穏やかな入り江の砂浜。3つの海水浴場のなかでビーチが一番長く、海の家をはじめ施設は充実している。

次に由比ヶ浜海水浴場は、国際環境認証のブルーフラッグ認証を取得しており、鎌倉観光を兼ねて海水浴を楽しむのに良い立地で、夏休み中は大変な賑わい。海の家をはじめ施設は充実している。ブルーフラッグ認証とは、特定非営利法人 **Foundation for Environmental Education** (国際環境教育基金、**FEE**) によると、ブルーフラッグは4つのカテゴリー(安全、環境教育と情報、環境保護、水質)において設定された33の基準を満たすと与えられる国際環境認証である。ブルーフラッグを取得する意義は、ビーチ・マリーナ周辺地域の経済的側面と環境的側面を両立させる持続可能な発展を促進することにある。² 以下の図はブルーフラッグ認証されたビーチであり。中心に立っているブルーフラッグを掲げることができる。



図 1.1 ブルーフラッグ

出典 FEE Japan HP http://www.feejapan.org/blueflag/bf_certify/

¹ 鎌倉市 HP 「かまくら観光」

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kamakura-kankou/0600beach.html>

² FEE JAPAN HP

http://www.feejapan.org/blueflag/bf_certify/

最後に腰越海水浴場は、江の島を望める海水浴場の穴場。漁港が近いので運がよければ、獲れたての地元海産物を近くの店で買うことができる海水浴場である。

以下の図が鎌倉市3海水浴場の所在地である



図 1.2 鎌倉市3海水浴場の所在地

出典 tVKCommunication Network

http://kotokamakura.web.fc2.com/html/kama_map.html

1.2 鎌倉市と海水浴の歴史

1.2.1 日本人と海水浴

まず日本人と海水浴の歴史について説明する。畔柳（2010）によると、日本は島国であるにも関わらず、漁業や潮干狩り、みそぎの行為としてでしか海との関係を持っていなかった。

しかし明治期になると欧米文化が導入されるようになり、海水浴が医療行為であるという欧米の知見が全国に広まった。1740年にイギリスで世界最初の海水浴場が開設され、18世紀中頃には海岸の鉱泉や海の大気が健康を促進させるという知見が広まっていったの

である。日本ではその後 19 世紀後半になり海水浴客数向けの旅館が建てられ始めると、海水浴はレクリエーションとして発展していった。

1.2.2 鎌倉市と海水浴

鎌倉の海水浴場の歴史について記す。畔柳（2010）によると鎌倉は明治時代まで、一寒村に過ぎない村であり、土地の買い手もつかない場所であった。しかし、温和な風土が富裕層に避暑避寒地として注目されることで別荘が多く建てられるようになった。さらに明治 20 年代中期頃、「海水浴は医療的効果をもたらすもの」として認識されるようになると、温和な鎌倉の海岸には、当時不治の病とされていた結核患者が多く集まった。鎌倉市の材木座には海浜療養所である「鎌倉海浜院」や医療施設、結核患者が宿泊するための旅館より割安な民戸が相次いで建てられていった。しかしこの民戸は割安なために、食器を使いまわしにしていた。そのため、民戸では結核が流行ってしまった。こうして気候温暖な鎌倉地域は、海水浴場とその周辺に建てられた別荘や診療所からなる独自の地域を形成し発展していった。

第 2 章 海の家について

2.1 海の家概要

海の家とは、海水浴場付近に夏期限定で開設しており、荷物の預かりやシャワーの利用、飲食の物の提供などを行う施設のことである。

畔柳（2005）によると、海の家は 2 種類（1）旧タイプと（2）新タイプがある。（1）旧タイプの海の家は昔からの考えで経営しており、海水浴に来る一見客を対象としている。その特徴は、ラーメンや焼きそばといった食事やビールやコーラといった飲み物を提供し、荷物預かりやシャワーを使うことができるということである。このようなタイプの海の家は地方の海水浴場に多く存在する。一方で（2）新タイプの海の家は、旧タイプよりも「海の家という空間」を楽しむことができる施設になっている。例えば、テラスやバルコニー、DJ ブースやステージがあり、独自の創作料理やカクテルを提供するような海の家である。つまり、これまでの旧タイプのようなただ機能的であるだけの海の家ではなく、エンターテインメントの空間づくりがなされているのである。

本論文で扱う鎌倉市にも新タイプの海の家が多く存在し、その中でもユニークな海の家を2施設紹介する。まず1店舗目は由比ガ浜にあり、PCメーカーであるLenovoが経営する「Lenovo House」である。その生みの家のキャッチコピーは「海の家から観光情報を発信し地域貢献へ」である。³ 通常の海の家機能の他に、3DアートコーナーやLenovoのタブレットを用いて映画を観ることができるサービスなどがある。このように企業による海の家への進出も多く、観光客が集まるきっかけとなっている。2店舗目は、音楽グループBIGBANGによる「KRUNK×BIGBANG BEACH」である。⁴ この海の家限定のフード・ドリンクメニューや限定グッズが販売されている。このようなアーティストとコラボした海の家も新タイプに多くあり、ファンはもちろん、ファンでなくても多くの人が楽しむことができる施設となっている。

2.2 海の家歴史と発展

海の家が日本に初めて登場したのは、明治の中期ごろである。畔柳(2005)によると、全国各地で海水浴場が開設し海水浴客が増え始めると、その客相手のみやげ物屋や休憩所、飲食店などの商売が自然発生的に誕生していった。これが海の家始まりである。

明治18年には、日本で初めて計画的に海の家が作られ、大磯照ヶ崎海岸に開設された。この海の家は当時「海水茶屋」と呼ばれた。海水茶屋はもともと海水浴客のための更衣室やシャワーとしての機能しかなかった。そのため飲食を提供するということはなく、海から上がった時に麦茶を提供する程度であった。

このような機能を持つ海の家が1960年代まで続いたが、70年代になると海の家は衰退の一途を辿ることとなる。この理由は3つある。(1)自動車の普及。(2)海外旅行ブーム。

(3)日焼けオイルの変化。まず(1)から説明する。自動車の普及によって院植物を運ぶことができるようになるばかりでなく、更衣室として利用できるようになった。このため今までの海の家を利用する必要がなくなってしまったのである。次に(2)についてであるが、海外旅行がブームになったことにより夏は海水浴場へ行くという構図が崩れてしまった。(3)は日焼けオイルが従来のベタベタしたタイプのものから、サラサラしたタイプのものに変ったため、海を家のシャワーを利用する必要がなくなった。以上の3つの理由から海の家を利用する機会が少なくなり、海の家は衰退していった。

³ Lenovo 公式サイトより <http://beach.lenovo-active.com/>

⁴ KRUNK×BIGBANG BEACH 公式サイトより <http://www.krunkxbigbang-beach.jp/>

こうした状況を受け、80年代以降になると若者層向けのテラスタイプやベランダタイプのスマートでオシャレな海の家が立ち並ぶようになり、バー形態やクラブ形態の海の家も登場するようになる。現在はこのようなクラブ化した海の家が問題となっており、今回取り上げる鎌倉市海水浴場もその1つである。

第3章 問題と対策

3.1 鎌倉市海水浴場が抱える問題

鎌倉市海水浴場の抱える問題は、風紀の乱れ、騒音苦情、マナーの悪さの3点である。この3点の問題を具体的に説明していく。

まず風紀の乱れについて説明する。これは具体的には、刺青・タトゥーの露出者の増加、酩酊客のトラブル増加によるものである。刺青・タトゥーの露出者は海水浴客、海の家事業者両方に存在する。これらの人は、子どもを初めとした一般海水浴客を怖がらせてしまい、特に家族連れ客を海水浴場から遠ざけてしまっている。また、酩酊客は海水浴場の近隣住民宅の庭に不法侵入するという問題を起こしており、鎌倉市への苦情がたびたびあった。下記の写真は2014年8月13日に神奈川新聞に掲載されたものであるが、入れ墨を露出している者が見られる。一方で、この写真から家族連れ客は見られない。



図 3.1 2014 年由比ヶ浜の風景

出典 神奈川新聞 2014 年 8 月 13 日

次に騒音苦情について詳しく説明する。この苦情が出た原因は音楽イベントの開催による騒音の発生や、海の家クラブ化、一般客の砂浜への音響機器の持ち込みが挙げられる。近年の海の家は、飲食やシャワーの利用、荷物の預け入れをするだけの場にとどまらず、ライブハウスやクラブのような形態が多く存在する。例えば、鎌倉市の由比ガ浜海水浴場では、キマグレンという音楽グループのメンバーである KUREI 氏が「音霊 OTODAMA STUDIO」という海の家を経営している。このような海の家や一般客の音響機器による音楽が朝から夜中まで響き渡っていたため、多くの騒音苦情が寄せられていた。

最後にマナーの悪化に関して説明する。海水浴客の喫煙、ゴミ捨てマナーの悪化などが挙げられる。海水浴客が砂浜で喫煙し、吸い殻をそのまま砂浜に捨ててしまっていた。それを踏んだ子供が足をやけどしてしまうなど問題となっていた。ポイ捨てについては、バーベキューのゴミやペットボトルを砂浜に放置してしまう人が多く、これらのポイ捨てされたゴミは海の生物に大きな悪影響をもたらしてしまう。さらに酩酊客がゴミを近隣住民宅にポイ捨てするという状況から、鎌倉市に苦情が多く寄せられていた。

この風紀の乱れやマナー違反者の増加によって、海水浴場周辺の犯罪件数も多発していた。

このような問題を抱えた鎌倉市の対策を次に述べていく。

3.2 鎌倉市の対策

3.2.1 平成 26 年度条例改正

前述のような問題に対して、鎌倉市は海水浴場に関する条例を改正することで対策を行った。この条例は平成 26 年 6 月 30 日に発表され、以下がその詳細である。

表 3.1 平成 26 年「鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例」

| |
|------------------------------------|
| ① 他人を畏怖させる入れ墨を露出すること |
| ② 音響機器を用いて 80 デシベルを超える音楽や音声を発すること。 |
| ③ 酒に酔って他人に迷惑をかけること。 |
| 次ページに続く |

| |
|---------------------------------|
| ④ 乱暴な言動で、人を怖がらせること。 |
| ⑤ ゴミ箱以外の場所にゴミを捨てること。 |
| ⑥ 喫煙所以外の場所で喫煙すること。 |
| ⑦ 海の家のお店以外でバーベキューや火気を使用すること |
| ⑧ 遊泳区域内に動物を入れること。 |
| ⑨ 危険な遊具(ブーメラン、サッカーボール等)を使用すること。 |

鎌倉市 HP より作成 http://yuigahama.sos.gr.jp/rule__0001.pdf

さらに鎌倉市側は、条例の周知啓発を図るため巡回警備業務として警備員をのべ146人、330万円を新たに予算に計上した。また、看板やポスターの作製を新たに行い、平成25年度よりも762万円高い、4,895万円を海水浴場開設に係る総経費として発表した。⁵

以下は鎌倉市の3海水浴場を巡回した警備員の警備記録である。

表 3.2 平成26年度警備員による海水浴場巡回記録

| 場所 区分 | 材木座 | | 由比ガ浜 | | 腰越 | | 3海水浴場計 | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|--------|--------------|
| | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 |
| 入れ墨 | 354 | 428 | 1,608 | 2,144 | 18 | 23 | 1,980 | 2,595 |
| 音量 | 21 | 41 | 285 | 781 | 8 | 18 | 314 | 840 |
| 飲酒 | 1 | 5 | 8 | 19 | 0 | 0 | 9 | 24 |
| ゴミ | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| タバコ | 649 | 823 | 2,650 | 3,489 | 62 | 55 | 3,361 | 4,367 |
| BBQ | 2 | 8 | 14 | 48 | 2 | 9 | 18 | 65 |
| 動物 | 10 | 17 | 7 | 14 | 0 | 0 | 17 | 31 |
| 遊具 | 138 | 521 | 295 | 888 | 10 | 4 | 443 | 1,413 |
| その他 | 17 | 62 | 25 | 71 | 6 | 4 | 48 | 137 |
| 合計 | 1,192 | 1,905 | 4,893 | 7,455 | 106 | 113 | 6,191 | 9,473 |

出典 神奈川新聞カナロコ 2014年8月28日 <http://www.kanaloco.jp/article/76659>

⁵ 鎌倉市長記者会見発表資料による

表 3.2 をみると警備員の巡回や広告・看板等によって、入れ墨の露出禁止や喫煙に関しては、それぞれ 2,595 人、4,367 人に注意がされているため、一定の効果を出すことができたのではないかと考える。入れ墨に関しては対策として入れ墨隠し用タオルの貸し出しも行っていった。しかし、その一方で 2 点の問題点が残っていた。1 つは、音響機器を用いて 80 デシベルを超える音楽を流すことを禁止したものの、音響機器全面禁止になっていないという点で、完全にクラブ化がなくなることはないということ。もう 1 つは、海水浴場での飲酒を禁止しておらず、酩酊客の問題が残ったということである。この 2 点から、鎌倉市の抱えていた問題を根本的に解決することはできなかった。

では、この条例改正によって鎌倉市に寄せられていた苦情や、犯罪件数はどのように変化したのであろうか。以下の表は、海水浴期間（7 月 1 日から 8 月 31 日）に住民か寄せられた件数である。

表 3.3 苦情件数の推移

| | 風紀苦情 | 騒音苦情 | その他 | 合計 |
|---------|-------------|------------|-------------|-------------|
| 平成 24 年 | 2 件 | 4 件 | 4 件 | 10 件 |
| 平成 25 年 | 24 件 | 2 件 | 5 件 | 31 件 |
| 平成 26 年 | 42 件 | 3 件 | 15 件 | 60 件 |

鎌倉市 HP より作成

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/jureipc.pdf>

表 3.4 犯罪件数の推移

| | 窃盗 | 傷害・暴行 | その他 | 合計 |
|---------|-------------|------------|------------|-------------|
| 平成 24 年 | 5 件 | 1 件 | 1 件 | 7 件 |
| 平成 25 年 | 8 件 | 5 件 | 2 件 | 15 件 |
| 平成 26 年 | 15 件 | 7 件 | 8 件 | 30 件 |

鎌倉市 HP より作成

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/jureipc.pdf>

表 3.3 と表 3.4 から、条例改正によって規制が厳しくなったにもかかわらず、風紀苦情や窃盗などの犯罪が 2 倍近く増加している。その理由は、鎌倉市に隣接する逗子市の逗子海岸海水浴場の厳しい規制を受け、鎌倉にマナーの悪い若者が流れ、昨年以上に風紀が悪化したからであると考えられる。逗子市は鎌倉市の条例改正よりも前に、より厳しい条例を發布している。第 4 章ではその逗子市の取り組みについて述べる。

実際、神奈川新聞に記載された内容によると、鎌倉市の松尾市長は記者会見で「風紀の乱れが大幅に改善されたとは捉えていない」と述べた。また「砂浜での飲酒は大きな論点だ」とし、次年度にも条例を改正する考えを明らかにした。

3.2.2 平成 27 年度条例改正

平成 26 年度の条例改正によって残った課題を解決すべく、平成 27 年度にも条例改正を行った。以下の表がその詳細である。

表 3.5 平成 26 年度と平成 27 年度の条例比較

| 改正前 平成 26 年度 | 改正後 平成 27 年度 |
|------------------------------------|------------------------------------------|
| 次の迷惑行為を行わないよう努める (努力義務) | 次の迷惑行為をしてはならない (禁止) 違反者に指導・勧告、中止・退去命令 |
| ① 他人を畏怖させる入れ墨を露出すること | ① 変更なし |
| ② 音響機器を用いて 80 デシベルを超える音楽や音声を発すること。 | ② 音響機器等を用いて音楽や音声を発すること。 |
| ③ 酒に酔って他人に迷惑をかけること。 | ③ 海の家のお店以外の場所で飲酒すること。 |
| ④ 乱暴な言動で、人を怖がらせること。 | ④ 変更なし |
| ⑤ ゴミ箱以外の場所にゴミを捨てること。 | ⑤ 変更なし |
| ⑥ 喫煙所以外の場所で喫煙すること。 | ⑥ 変更なし |
| ⑦ 海の家のお店以外でバーベキューや火気を使用すること | ⑦ 変更なし |
| ⑧ 遊泳区域内に動物を入れること。 | ⑧ 変更なし |
| ⑨ 危険な遊具(ブーメラン、サッカーボール等)を使用すること。 | ⑨ 変更なし |

鎌倉市 HP より作成

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/kaiseijourei.pdf>

この条例改正での一番の変化は、すべて努力義務であった行為が改正後にはすべて禁止行為として条例化されたことである。すなわち、違反者に対しては強制的に退去命令を出すことも可能となった。平成 26 年度の条例改正で課題が残っていた、音響機器と禁酒については、さらに厳しい規制がかけられるようになった。

条例が改正された上で、さらに昨年は延べ 146 人であった巡回警備員を延べ 653 人にまで増やした。⁶ 特に酒類は駅から海水浴場までの間に購入する人が多いことから、鎌倉、由比ヶ浜駅前と各海水浴場の入り口に警備員を配置し、飲酒禁止を周知したほか、スーパー、コンビニの売り場にポスターを掲示するなどの「水際作戦」を展開した。これらの費用 1,180 万円を増額する関連費用として、平成 27 年度の一般会計当初予算案に盛り込んだ。⁷

前年度の約 4 倍も多く警備員を配置した結果、警備記録は以下のようになった。

表 3.6 平成 27 年度警備員による海水浴場巡回記録

| 場所 区分 | 材木座 | | 由比ガ浜 | | 腰越 | | 3 海水浴場計 | |
|----------|-----|-------|-------|--------|-----|-------|---------|--------|
| | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 |
| 入れ墨 | 58 | 105 | 570 | 1,387 | 41 | 70 | 669 | 1,562 |
| 音量 | 67 | 182 | 860 | 2,792 | 18 | 51 | 945 | 3,025 |
| 飲酒 | 591 | 1,990 | 4,777 | 13,044 | 410 | 1,041 | 5,778 | 16,075 |
| ゴミ | 2 | 3 | 1 | 5 | 0 | 0 | 3 | 8 |
| タバコ | 215 | 506 | 2,288 | 5,587 | 208 | 432 | 2,711 | 6,525 |
| B B Q | 2 | 7 | 4 | 24 | 1 | 3 | 7 | 34 |
| 動物 | 6 | 10 | 5 | 17 | 2 | 2 | 13 | 29 |
| 遊具 | 16 | 57 | 77 | 277 | 22 | 91 | 115 | 425 |
| その他 | 5 | 23 | 5 | 10 | 1 | 1 | 11 | 34 |
| 合計 | 962 | 2,883 | 8,587 | 23,143 | 703 | 1691 | 10,252 | 27,717 |

鎌倉市長記者発表資料より作成

平成 27 年度の条例で改正された、音響機器使用や飲酒に関してはそれぞれ 1,6075 人、3,025 人に対し注意を行っており、一定の効果は出たのではないかと考える。ゴミのポイ捨

⁶ 鎌倉版タウンニュース 平成 27 年 9 月 11 日

<http://www.townnews.co.jp/0602/i/2015/09/11/299232.html>

⁷ 神奈川新聞カナロコ 平成 27 年 2 月 5 日

<http://www.kanaloco.jp/article/71745>

てに対する注意がかなり低くなっているが、これはゴミのポイ捨てが全くないというわけではない。ゴミのポイ捨てをする瞬間を目撃するのが難しく、気が付いたら捨てられているということが多々あったという。

では、この平成 26 年度、平成 27 年度の 2 年連続条例改正によって、海水浴客数はどのように変化したのだろうか。以下の図が海水浴客数の推移である。

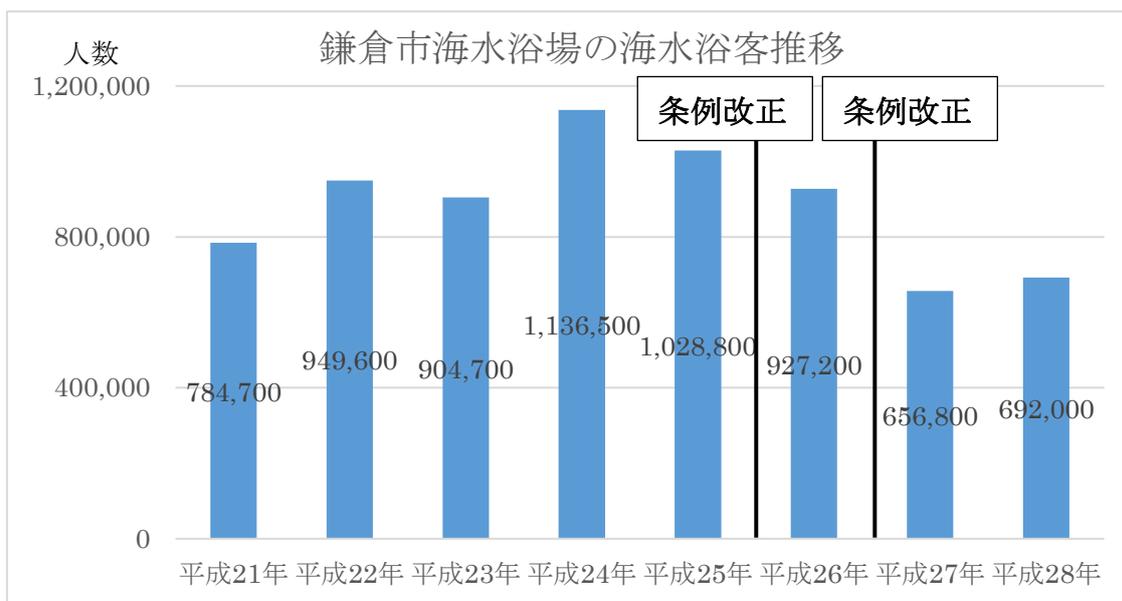


図 3.2 鎌倉市海水浴場の海水浴客推移

鎌倉市 HP かまくら観光より作成

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kamakura-kankou/0803kankoukyakusuu.html>

平成 26 年度の条例改正後の海水浴客は前年度の 102 万 8,800 人から約 10 万人少ない 92 万 7,200 人となっている。海水浴客数が微減した理由としては、条例が改正されたということよりも、天候などの外的要因による影響のほうが大きいと考える。なぜなら条例が改正されたということは、海水浴場周辺の看板や広告、警備員によって知らされるケースが多く、海水浴場に来るまで知らなかったという人が多いためである。

以下の表は天候などの外的要因によって海水浴客数が微減したことを表している。

表 3.7 平成 25 年、26 年における海水浴客数と天候の比較

| | 海水浴客数 (人) | 晴天の日数 (日) | 30 度以上の日数 (日) |
|---------|-----------|-----------|---------------|
| 平成 25 年 | 1,028,800 | 50 | 43 |
| 平成 26 年 | 927,200 | 38 | 27 |

鎌倉市 HP かまくら観光より作成

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kamakura-kankou/documents/sea_h26_kamakura.pdf

平成 25 年度は晴天の日数が 50 日であり、さらに気温が 30℃以上の日数は 43 日である。一方平成 26 年度はそれぞれ 38 日と 27 日であることから、海水浴客数が減少したのは天候による影響が大きいと考える。

では 2 年連続の条例改正となった平成 27 年度はどのように変化したのかを次にみる。条例が改正された後の海水浴客数は前年度の 92 万 7,200 人から約 30%少ない 65 万 6,800 人にまで落ち込んでしまっている。この原因としても平成 26 年度同様、天候と条例改正による影響があったからと考える。最初に前年度と比較した天候を見てみる。

表 3.8 平成 26 年、27 年における海水浴客数と天候の比較

| | 海水浴客数 (人) | 晴天の日数 (日) | 30 度以上の日数 (日) |
|---------|-----------|-----------|---------------|
| 平成 26 年 | 927,200 | 38 | 27 |
| 平成 27 年 | 656,800 | 36 | 34 |

鎌倉市 HP かまくら観光より作成

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kamakura-kankou/documents/kaisuiyokukyakuuu.pdf>

先にもみたように平成 26 年は晴天の日数が 38 日であり、さらに気温 30 度以上の日数は 27 日である。それに対して平成 27 年は晴天の日数は 36 日であり前年度より 2 日少ないが、気温が 30℃を超えた日数は前年より 7 日も上回る。このことから平成 26 年と 27 年において、天候は海水浴客数減少にはあまり大きな影響を及ぼしていないということがわかる。

次に条例改正による影響を見てみる。条例改正による影響は観光客数のうち、海水浴客がどの程度いるのかという割合で求められると考えた。以下の表は鎌倉市の観光客数と海水浴客数、そして海水浴客数の割合について書かれている。

表 3.9 鎌倉市観光客数と海水浴客数の割合

| | 延入込観光客数 (人) | うち海水浴客数 (人) | 海水浴客数／観光客数 (%) |
|----------|----------------|----------------|-------------------|
| 平成 25 年度 | 23,083,038 | 1,028,800 | 4.5 |
| 平成 26 年度 | 21,956,245 | 927,200 | 4.2 |
| 平成 27 年度 | 22,925,780 | 656,800 | 2.9 |

鎌倉市 HP かまくら観光より作成

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kamakura-kankou/documents/kishahappyousiryoku.pdf>

この表からわかることは、平成 26 年は天候が悪かったのにも関わらず、前年度とほぼ同水準である 4%以上の割合を占めているのに対し、天候が悪いわけではなかった平成 27 年は 2.9%にまで落ち込んでいるということである。

このことから、平成 26 年の海水浴客数減少は天候が大きく影響していると考えられ、平成 27 年の海水浴客数減少は条例改正が大きく影響していると考えられる。

第 4 章 他海水浴場の取り組み

4.1 逗子市の例

鎌倉市に隣接する逗子市では、平成 26 年に鎌倉市よりも厳しい条例を発表し、海水浴期間中に警備員を常時 4 人、延べ 248 人配置している。⁸

平井竜一逗子市長は、「日本で最も厳しい海水浴場にする。家族連れが安心して楽しめるビーチを取り戻すために、条例を提案し、そのために必要な警備も強化する。」と平成 26 年 1 月 28 日の記者会見で述べた。

その条例の詳細は以下の通りである。

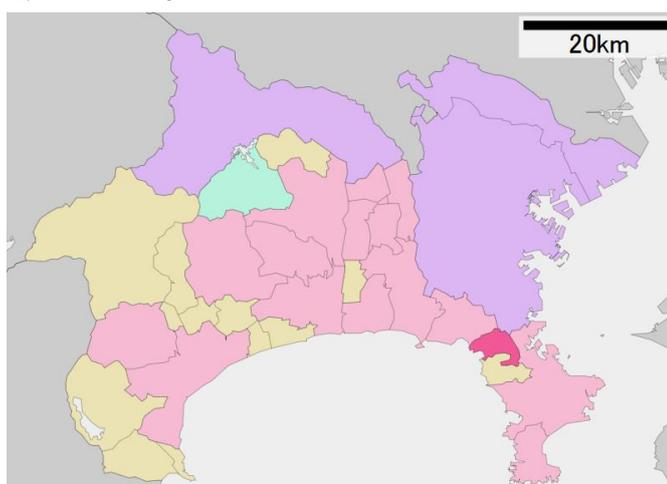


図 4.1 逗子市の所在地

⁸ DIAMOND ONLINE <http://diamond.jp/articles/-/56589>

表 4.1 逗子市の条例改正前後の比較

| 項目 | 改正前 | 改正後 |
|-------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 飲酒 | どこでも可能 | 砂浜では禁止 海の家では可能 |
| バーベキュー | 遊泳区域以外では可能 | 砂浜では禁止 海の家では可能 |
| 入れ墨 タトゥー | 事業者 ：利用者を畏怖させるものは露出禁止 | 利用者 ：他の利用者を畏怖させるものは露出禁止 事業者 ：露出禁止 |
| 音楽 | 事業者 ：防音や終了時間規定 | 事業者 ：楽器、拡声装置を使用して音又は音楽を流すことを禁止 |
| | 利用者 ：規定なし | 利用者 ：拡声装置を使用して音又は音楽を流すことを禁止。イヤホン使用必須。アコースティック楽器の使用は可能 |
| 営業時間 | 閉店時間 20 時 30 分 ラストオーダー 20 時 00 分 | 閉店時間 18 時 30 分 |

逗子 HP より作成

<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/keizai/umi/p05594.html#unit-67394>

鎌倉市条例のとの一番大きな差は、海の家営業時間規制を条例に盛り込んだことである。それまで 20 時 30 分まで営業が可能であったが、条例改正後は、18 時 30 分までしか営業ができなくなってしまった。これによって、海の売り上げは減少し、アルバイト代も払うことができない海の家も出てきてしまった。

以下の逗子海岸海水浴場の来場者数推移のグラフを見てもわかるように、この厳しい条例改正によって、客足は激減した。

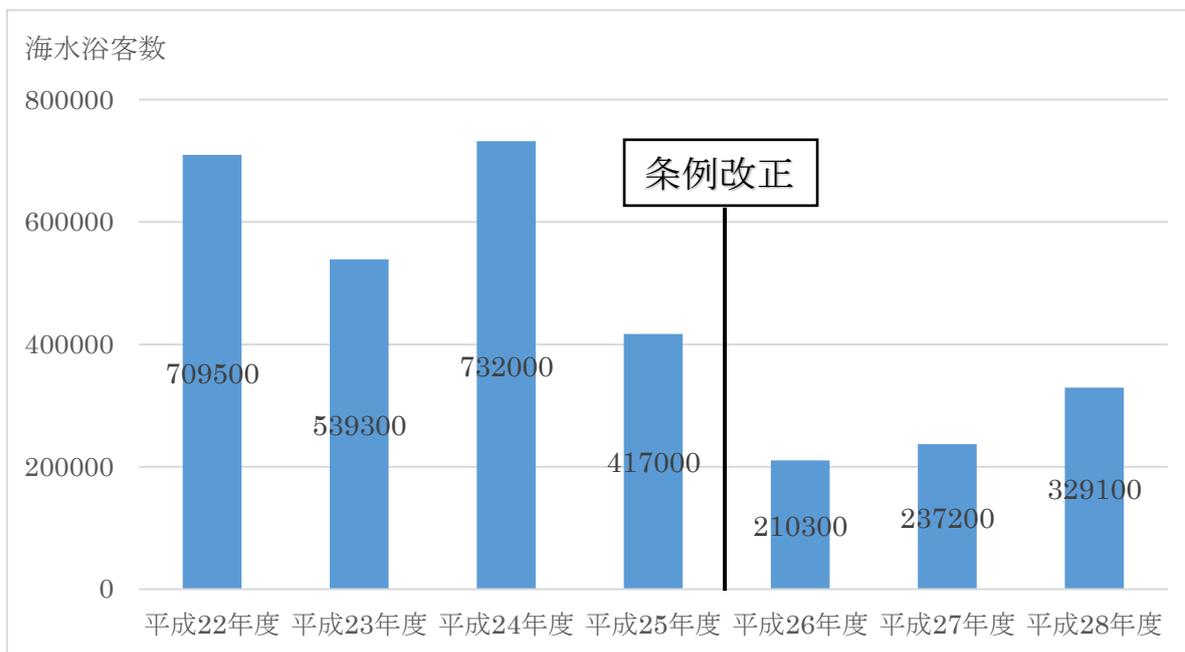


図 4.1 逗子海水浴場の海水浴客数推移
逗子市 HP より作成

<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/keizai/umi/kaisuiyoku.html>

しかしその後、27、28年度は客足が少しずつ回復しているのがわかる。この理由として挙げられるのは、「条例改正前は、風紀の乱れや治安の悪さから遠ざかっていたファミリー層が海岸に戻ってきたから」ということである。事実、逗子海岸海水浴場は平成27年度から、ファミリー層を呼び込むために、「Zushi Beach Splash Water Park」や「ワッショイ！ずしかいがんサマーフェスティバル」を開催している。⁹「Zushi Beach Splash Water Park」は、逗子観光協会や逗子市商工会を中心とした実行委員会により、海水浴期間中に逗子海岸東浜に設置されたアトラクションである。子どもはもちろん、家族連れでも楽しむことができる。「ワッショイ！ずしかいがんサマーフェスティバル」は、逗子観光協会を中心にファミリービーチにふさわしい海水浴場活性化イベントである。このようなイベント開催時や土日などの海の家営業時間終了時間は、午後6時半から午後8時への繰り下げ、専用スピーカーでのBGMも解禁するなど一部の規制を緩和した。¹⁰ こういった緩和もあって、徐々に客足が戻ってきているのだと考える。

参考として、以下の図は「Zushi Beach Splash Water Park」のポスターである。

⁹ 逗子市 HP <http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/keizai/umi/>

¹⁰ 産経ニュース <http://www.sankei.com/region/news/150904/rgn1509040025-n1.html>



図 4.2 Zushi Beach Splash Water Park ポスター
 出典 逗子市観光協会 <http://www.zushitabi.jp/splash2015/>

4.2 千葉県館山市の例

千葉県の南部に位置する館山市。この館山市も逗子市や鎌倉市と同じく海水浴場の条例を改正した都市の1つである。

館山市には、以下の7つの海水浴場が存在する。北条海水浴場、沖ノ島海水浴場、波左間海水浴場、船形海水浴場、那古海水浴場、新井海水浴場、坂田海水浴場、相浜海水浴場である。¹¹

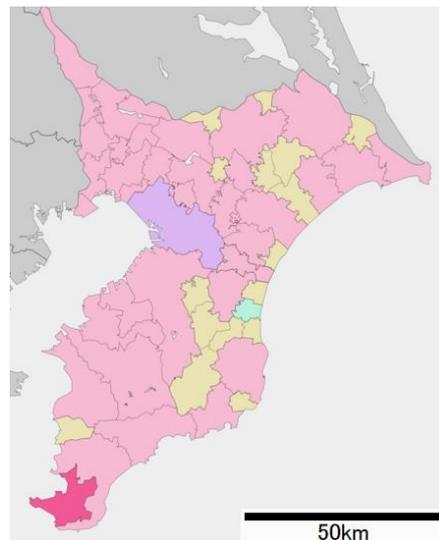


図 4.3 館山市所在地 地理院地図より

¹¹ 館山市 HP <http://www.city.tateyama.chiba.jp/shoukan/page000033.html#section7>

これらの海水浴場にはそれぞれ特徴がある。例えば、波左間海水浴場は、磯遊びや子供用海水プールがあり、家族向けの海水浴場となっている。また新井海水浴場や相浜海水浴場ではマリンスポーツやサーフィンが盛んに行われている。そのような海水浴場を有する館山市で改正された条例が以下の表である。

表 4.2 安心・安全な館山の海水浴場の確保に関する条例

| |
|-----------------------------------------------------------|
| (1) 遊泳区域内にモーターボート,水上オートバイ,ヨット,サーフボード,ウインドサーフィンなどを乗り入れること。 |
| (2) 遊泳区域外でも遊泳区域付近でモーターボート,水上オートバイなどが高速航行を行うこと。 |
| (3) 過度に飲酒した状態で遊泳すること。 |
| (4) 遊泳区域内（海の中）にペットを入れること（介助犬・盲導犬などは除く）。 |
| (5) 砂浜に車両等を駐車すること。 |
| (6) バーベキューをすること。ホットプレートなどの電気調理器具も使用。 |
| (7) 入れ墨の露出。 |
| (8) 飲食したゴミやたばこの吸い殻などを捨てること。 |
| (9) もり,水中銃などを携行、または使用すること。 |

館山市 HP より作成 <http://www.city.tateyama.chiba.jp/minato/page100192.html>

この条例に関して、逗子市・鎌倉市条例改正との比較を行う。逗子や鎌倉と異なるのは以下の 2 点である。(1) 館山市の海水浴場条例改正では、マリンスポーツやサーフィンを行う人に対しての規制が多い点。前述のように館山市の新井海水浴場や相浜海水浴場ではマリンスポーツやサーフィンが盛んに行われていることもあり、そのような利用者のマナーの悪さが目立っていたという。(2) 規制が緩いという点。入れ墨の露出禁止や BBQ の禁止は鎌倉や逗子と共通であるが、砂浜での飲酒は全く規制していない。鎌倉市や逗子市とは客層が異なり、家族連れやサーファーが多く、酔酩客による犯罪があまりないためと考えられる。では、この条例改正によって海水浴客数はどのように変化したのか。

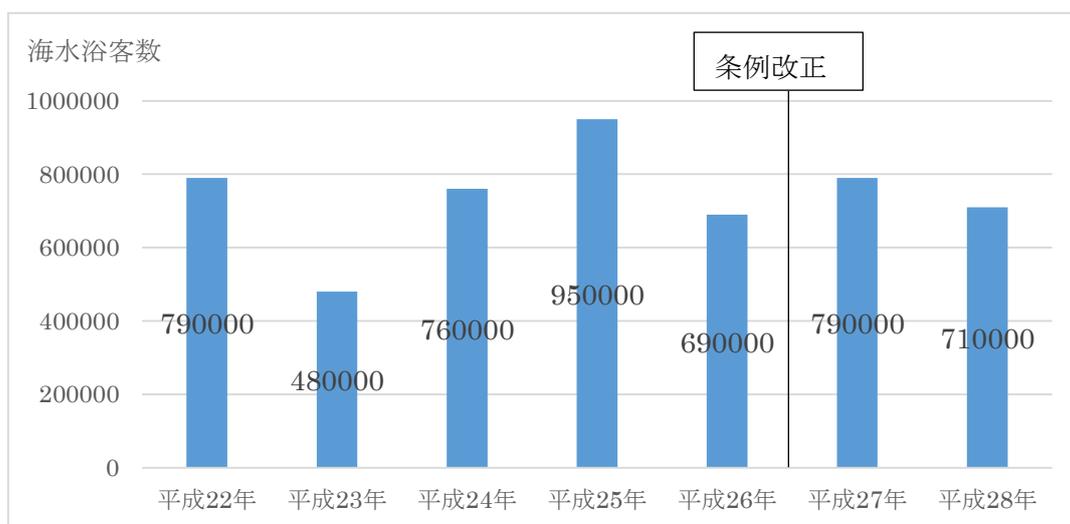


図 4.4 館山市の海水浴客数推移

千葉県 HP より作成 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kankou/h27kaki-irikomi.html>

このグラフから、条例改正後ほとんど海水浴客数が落ち込むことはなく、長い目で見れば全く問題がないと言える。この理由は先に見たように、もともとマナーの悪いサーファー寄りに条例が作成されているからである。サーファーは波にこだわりをもっており、館山に代わる海岸がないため、マナーを守らざるを得ないと考えられる。また、もともとファミリー層が多く訪れているため、海水浴客にはほとんど影響しなかったのだと考える。

さて、逗子市と館山市の2都市の例を見たが、前者は条例が厳しすぎて海水浴客が激減、つまり海の家などに経済的影響が大きく、後者は条例が厳しいわけではなかったため、経済的な悪影響は少なかったと考える。

では、鎌倉市は経済的にはどのように変化したのか、さらに環境的な影響にまで踏み込んで詳しく分析していく。

第5章 条例改正による環境・経済分析

鎌倉市の条例改正によって、環境的・経済的にどのような効果があったのかを考察していく。この2つの面からみた、条例改正について以下の仮説をたてた。それは、条例改正によって環境的には大きな便益がもたらされたが、海水浴客数が減少したことにより経済的には大きなダメージを受けたであろうというものだ。図示すると以下のように表される。

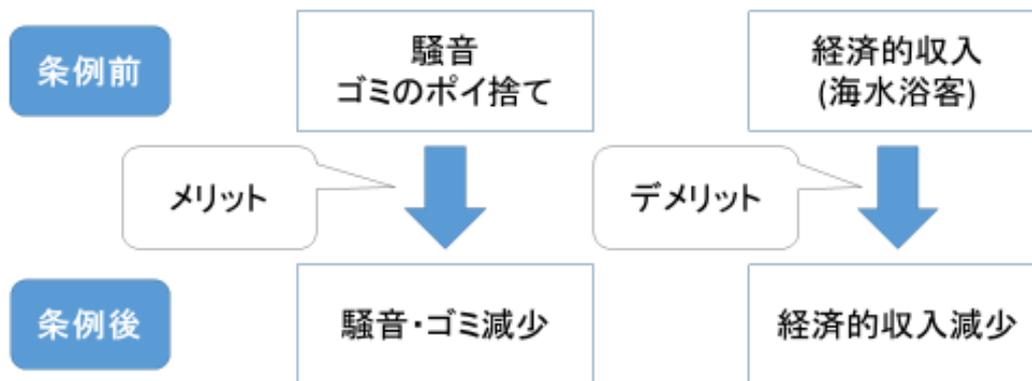


図 5.1 条例前後の経済的・環境的便益変化についての仮説

まず環境面について試みる。条例改正前では、クラブ化した海の家や海岸での音響機器による騒音やゴミのポイ捨てなどの問題があった。しかし条例改正後は、音響機器の使用やバーベキューは禁止され、ゴミのポイ捨てについても厳しく取り締まられたため、このような環境的な問題は大きく改善されたといえる。

では具体的にどのような便益が得られたのかをアンケートによって測った。

今回アンケートは、二肢選択形式を採用した。二肢選択形式とは、例えば、1000 円以上払うかをたずねて、Yes/No のどちらかを 1 回だけたずねる。回答者が Yes と答える確率と提示額との関係から統計的に支払意志額を推定する。回答者が非常に答えやすく、信頼性の高い結果が得られるが、多数のサンプルを必要とするものである。¹²

また、二肢選択形式には、一回だけ金額を提示するシングルバウンドと二回金額を提示するダブルバウンドがある。ダブルバウンドでは、最初に提示された金額に Yes と答えた場合はさらに高い金額を提示し、最初に No と答えた場合には低い金額を提示して二回たずねる。Hanemann, Loomis, and Kanninen (1991) が示したように、シングルバウンドよりもダブルバウンドの方が統計的効率性が高く、推定結果の信頼区間が狭まることを示している。この理由から、ダブルバウンドを採用し、さらに回答者の性別、年齢などを聞くフルモデルも採用している。以下が今回使用したアンケートである。

なお、このアンケートでは、栗山浩一・柘植隆宏・庄子 康(2013)『初心者のための環境評価入門』勁草書房を参考にしている。

¹² 栗山浩一「Excel でできる CVM Version4.0」<http://kkuri.eco.coocan.jp/>

鎌倉市海岸周辺の環境問題に関するアンケート

アンケートにご協力いただきありがとうございます。本アンケートで収集した情報については卒業論文で使わせていただきます。宜しくお願いいたします。

1. あなたの性別をお答えください。

男性 女性 その他

2. あなたのご年齢をお答えください。

10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上

3. あなたのご職業をお答えください。

会社員・役員 自営業 専門職 公務員 学生 その他
専業主婦(夫) パート・アルバイト・フリーター 無職・定年退職

4. あなたの年収をお答えください。

300万以下 400万 500万 600万
700万 800万 900万 1000万以上

5. あなたの居住地をお答えください。

鎌倉地域 腰越地域 深沢地域 大船地域 玉縄地域

6. 現在、鎌倉市の海のきれいな海岸周辺の地域で、騒音やゴミのポイ捨て被害があります。これにより近隣住民への被害や漁獲物であるシラス・ワカメ等への悪影響も考えられます。

そこで、海岸周辺の警備強化が対策として考えられています。

ただし、この警備強化では全く騒音やゴミのポイ捨て被害がなくなるわけではありません。

この警備強化のためにあなたは●円払っても良いと考えますか。

ただし実際にお金を支払うと、他の商品を買ったりサービスを受けたりお金が減ることを念頭に置いてください。

はい いいえ わからない

◎ 「はい」を選んだ方。

では、▲円支払っても良いと考えますか。

はい いいえ

◎ 「いいえ」を選んだ方。

では、■円支払っても良いと考えますか。

はい いいえ

ご協力ありがとうございました。

まずアンケートのプレテストを行った。プレテストの目的は、質問する支払い意思額の最適額、上記アンケートの●▲■部分を得るということと、アンケートにわかりにくいところはないかどうかを調べるためである。さて、今回プレテストの回答者は計 50 人であり、10 人ずつに 1,000 円、2,000 円、3,000 円、4,000 円、5,000 円をランダムに提示し、払っても良いか否かを回答してもらった。以下の表がその結果である。

表 5.1 アンケート調査設計

| 金額(円) | 賛成(人) | 反対(人) | 確率 |
|-------|-------|-------|-----|
| 0 | 10 | 0 | 1 |
| 1,000 | 9 | 1 | 0.9 |
| 2,000 | 6 | 4 | 0.6 |
| 3,000 | 4 | 6 | 0.4 |
| 4,000 | 3 | 7 | 0.3 |
| 5,000 | 1 | 9 | 0.1 |

この表が表していることは、1,000 円支払うかと質問されて YES と回答した人が 9 人、NO と回答した人が 1 人、2,000 円支払うかと質問された別の 10 人の内、YES は 6 人、NO は 4 人、3,000 円支払うかと質問された 10 人の内、YES は 4 人、NO は 6 人、4,000 円支払うかと質問された人の内、YES は 3 人、NO は 7 人、5,000 円支払うかと質問された人の内、YES は 1 人、NO は 9 人ということである。この結果から以下の減衰曲線を作成した。

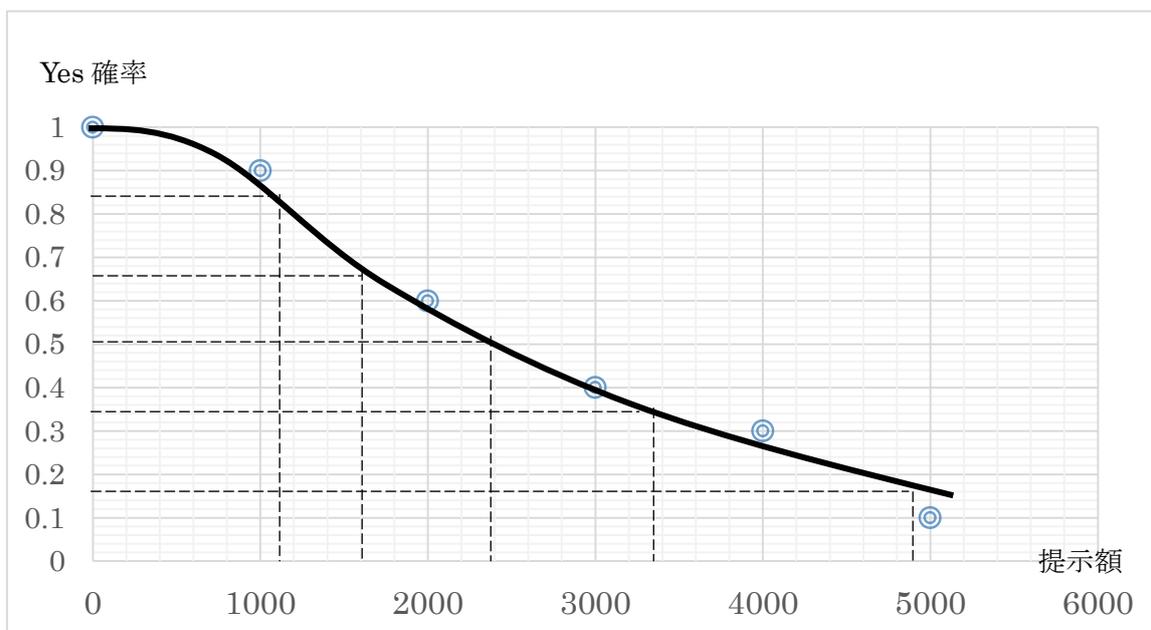


図 5.2 アンケート提示額

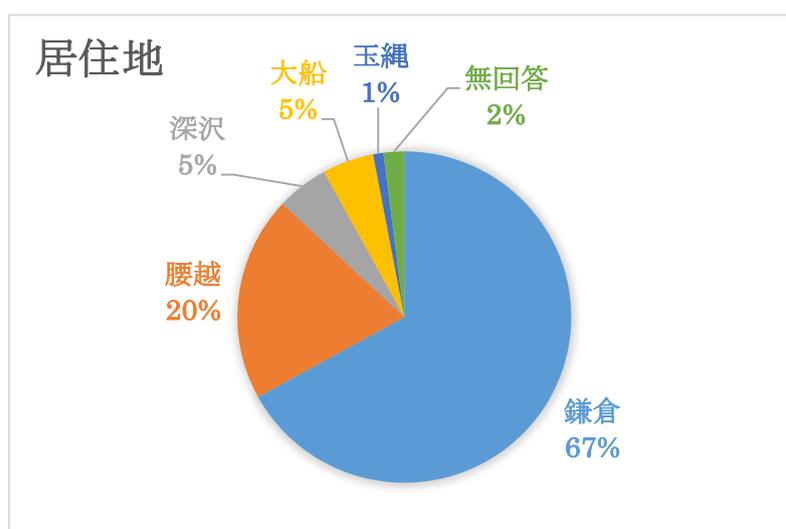
このグラフの縦軸、つまり賛成する確率を6等分し、横軸と平行に線を引き、曲線にぶつかったところで縦軸に平行に線を下す。これによって、アンケートの提示額設計、●▲■を決定する。図5.2からわかるように1,100円、1,500円、2,400円、3,300円、4,900円という提示額が得られたが、キリをよくするために1,100円は1,000円、2,400円は2,500円、3,300円は3,500円、4,900円は5,000円に設計した。以下の表がそれをまとめたものである。

表5.2 アンケート提示額

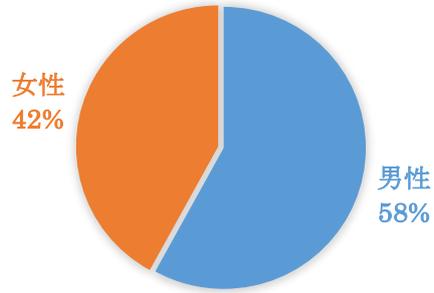
| 最初に提示する金額 (円) ● | 賛成と回答した場合に提示 する金額 (円) ▲ | 反対と回答した場合に提示 する金額 (円) ■ |
|--------------------|----------------------------|----------------------------|
| 1,100→1,000 | 1,500 | 500 |
| 1,500 | 2,400→2,500 | 1,000 |
| 2,500 | 3,300→3,500 | 1,500 |
| 3,500 | 4,900→5,000 | 2,500 |

このプレテストで得られた提示額設計を基にアンケートを行った。

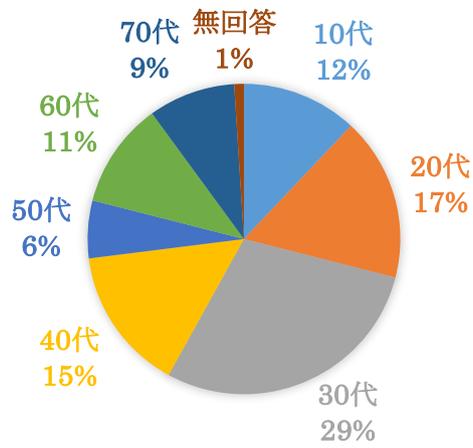
アンケートは鎌倉市の主に鎌倉地域と腰越地域に住む人々に回答をいただいた。アンケートのサンプルは100で回答者の属性は以下の通りである



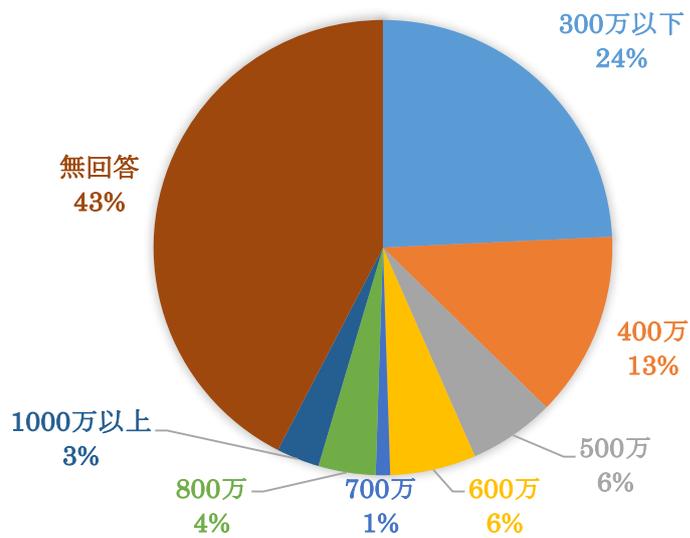
性別

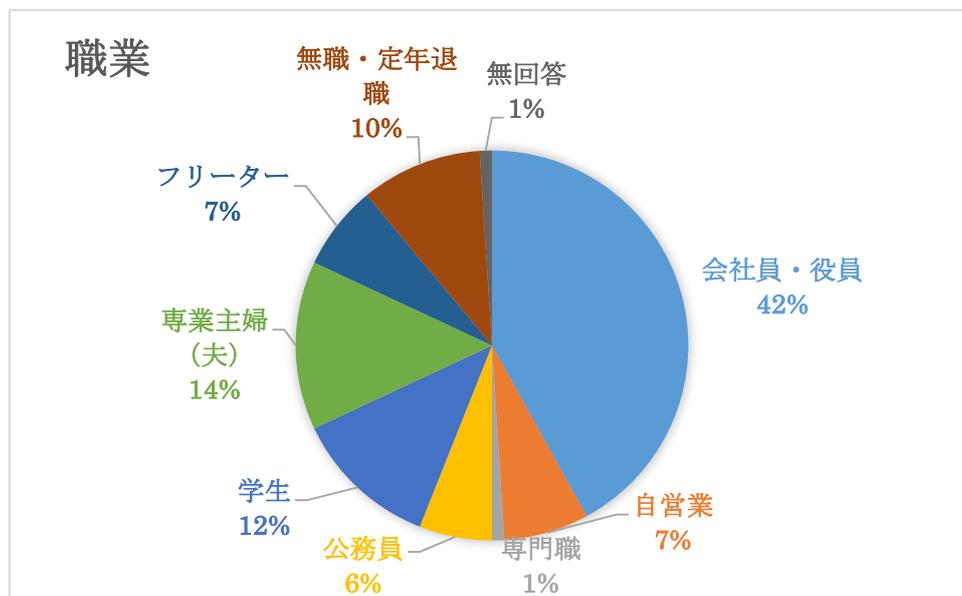


年代



年収





このような属性の方々から、アンケートを行った結果、以下の結果が得られた。

表 5.3 アンケート結果

| T1 | TU | TL | YY | YN | NY | NN |
|------|------|------|----|----|----|----|
| 1000 | 1500 | 500 | 14 | 4 | 4 | 3 |
| 1500 | 2500 | 1000 | 8 | 7 | 4 | 6 |
| 2500 | 3500 | 1500 | 8 | 4 | 6 | 7 |
| 3500 | 5000 | 2500 | 3 | 4 | 5 | 13 |

ここで、T1とは1度目に提示した額（上記アンケートの●円に該当）、TUは1度目に提示した額がYesの場合に提示する額（上記アンケートの▲円に該当）、TLは1度目に提示した額がNoの場合に提示する額（上記アンケートの■円に該当）である。またYYは1度目と2度目の提示額両方にYesと回答した人の人数、YNは1度目の提示額にYes、2度目の提示額にNoと回答した人の人数、NYは1度目の提示額にNo、2度目の提示額にYesと回答した人の人数、NNは1度目と2度目の提示額両方にNoと回答した人の人数を示している。

この結果を基に統計ソフト¹³を使用し、支払い意思額の推定を行った。その結果、支払い意思額の中央値は2,009円、裾切りした場合の平均値は2,405円と算出された。

¹³ 栗山浩一「ExcelでできるCVM Version4.0」<http://kkuri.eco.coocan.jp/>

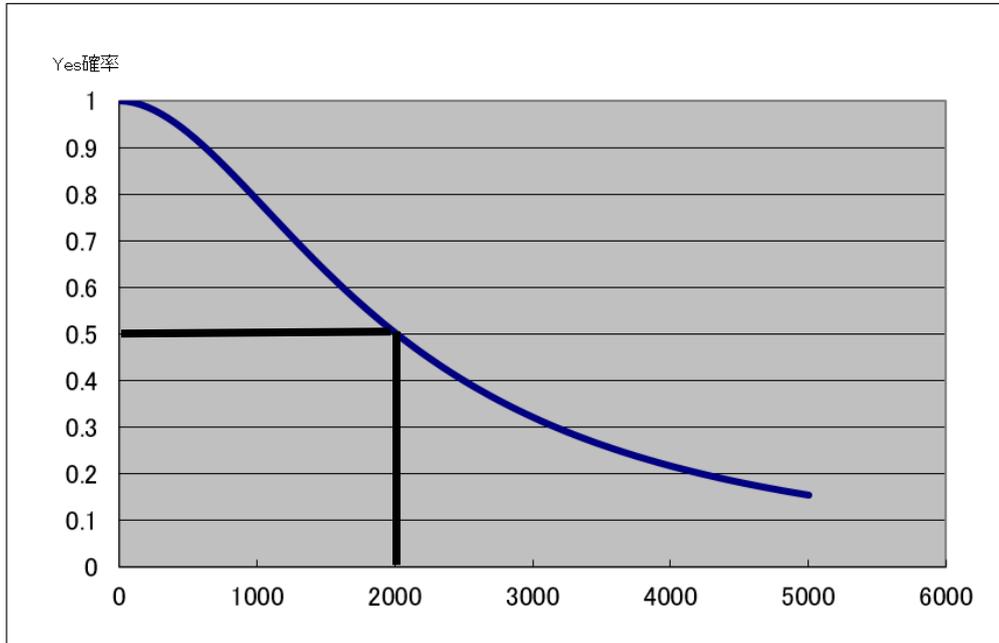


図 5.3 アンケート推定結果

表 5.4 アンケート推定結果

| 変数 | 係数 | t値 | p値 |
|----------|--------------|--------------|-------------|
| constant | 14.22551118 | 7.588457745 | 1.89515E-11 |
| ln(Bid) | -1.870481467 | -7.526904489 | 2.55509E-11 |
| n | 100 | | |
| 対数尤度 | -129.3991507 | | |
| WTP | (中央値) | 2008.748373 | |
| | (平均値) | 3393.876271 | 裾切りなし |
| | | 2404.971177 | 最大提示額で裾切り |

この推定結果を基に環境的便益の算出を行う。具体的な方法としては、支払い意思額の中央値 2,009 円に、鎌倉市の中でも海水浴場に隣接している地域の世帯数を掛けて環境的な総便益を計算する。海水浴場に隣接している地域の世帯数に限定した理由は、環境的問題である騒音やゴミのポイ捨てによって被害を受けるのが海水浴場に隣接している地域の住民だけであると考えたからだ。

海水浴場に隣接している地域は、材木座 3 丁目～6 丁目、由比ガ浜 2 丁目～4 丁目、長谷 2 丁目、坂ノ下、腰越 1 丁目～3 丁目である。これらの地域の世帯数をまとめたものが以下の表である。

表 5.5 海水浴場周辺の世帯数

| | | |
|------------|--------------|----------|
| 材木座 3～6 丁目 | 由比ガ浜 2～4 丁目 | 長谷 2 丁目 |
| 1,941 世帯 | 1,611 世帯 | 785 世帯 |
| 坂ノ下 | 腰越 1 丁目～3 丁目 | 合計 |
| 501 世帯 | 1,649 世帯 | 6,487 世帯 |

鎌倉市 HP https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/plan/images/plan_map.png

支払い意思額の 2,009 円に総世帯数を掛けると以下の結果が得られた。

$$2,009 \text{ 円} \times 6,487 \text{ 世帯} = 13,032,383 \text{ 円} \approx \mathbf{1,300 \text{ 万円}}$$

つまり、この条例改正によって環境的には 1,300 万円の便益が得られたと推定できる。

次に経済面についてみる。条例改正前後で鎌倉市海水浴場の来客数は約 27 万人減少しているが、海の家売り上げはどのように変化したのであろうか。これは調査を続けるうちに直観の仮説と大きく異なることがわかった。海の家を営業する由比ヶ浜茶亭組合の増田さんによると、条例改正後の平成 27 年の海の家売り上げは、対前年比で 10%増加したという。理由としては、条例改正によって海水浴客数は大幅に減少したものの、条例で海の家でしか飲酒できなくなってしまうからである。そのため、海を家の売り上げが伸びたのであろうと考えられる。

まとめとして、条例改正前後の環境的・経済的便益の変化は以下のように図示できる。

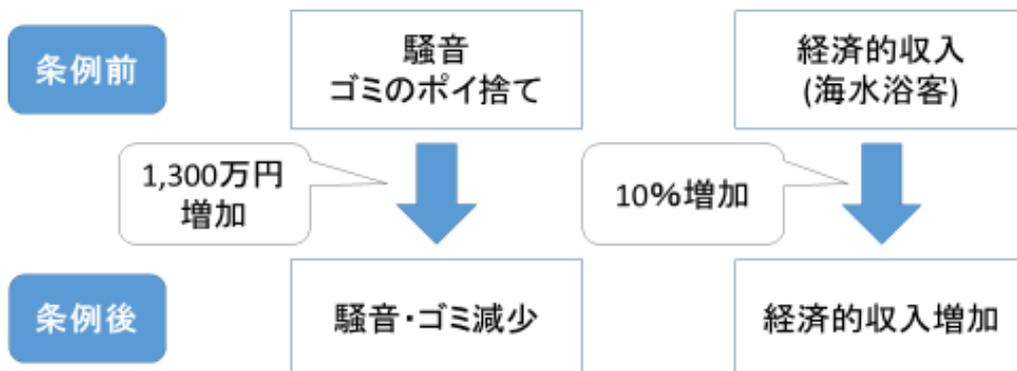


図 5.4 条例改正前後の環境的・経済的便益の変化

条例改正前後で環境的便益は約 1,300 円増加したと推定でき、経済的にも「海の家でし

か飲酒してはならない」という条例によって海の家の利用者が増えたため、海を家の売り上げ（＝経済的便益）は10%ほど増加していることがわかる。

終章

本論文では、鎌倉市の厳しい条例によって環境的、また経済的な便益はどのように変化したのかについて、「環境的便益は増加し、経済的便益は減少した」という仮説に基づいて分析してきた。その結果、先にも述べたように、環境的便益も経済的便益も増加し、結果としてこの条例改正は成功に終わったという結果が得られた。終章では、鎌倉市海水浴場と他海水浴場、特に抱える問題が似ている逗子市海水浴場と比較し、なぜ鎌倉市の条例改正が成功したのかを論じる。なお、比較対象である逗子市は条例改正によって環境的便益は増加したが、経済的便益は海の家がアルバイト代を支払えなくなるほどであったので大きく減少したと考えている。

鎌倉市が成功した理由は次の2点であると考ええる。

- (1) 海を家の営業時間を条例で定めなかった。
- (2) 徹底的に警備を行い、官民一体となってマナー向上に取り組んだ。

まず(1)について、逗子市海水浴場と異なり鎌倉市が海を家の営業時間を条例で定めないとした理由の経緯を説明する。当初、鎌倉市は海を家のクラブ化を是正するためには、営業時間を22時から20時30分に短縮する必要があると考えていた。そこで鎌倉市と由比ガ浜の海の家で構成される由比ガ浜茶亭組合の増田組合長は何度も協議を行ったが、結論が出ることはなかった。営業時間を2時間半短縮することを強制化された逗子市は売り上げが激減したということを伝え聞いていたからである。そして議論は平行線を辿ったが、2015年3月15日の協議が決裂した後、鎌倉市の松尾市長は営業時間短縮の条例化を検討すると表明した。¹⁴しかし結果的に条例化に至らなかった。以下にその理由を述べる。

由比ガ浜、材木座、腰越の市内3海水浴場のネーミングライツ（命名権）の契約企業でもあり、鎌倉銘菓「鳩サブレー」で知られる豊島屋社長で鎌倉商工会議所会頭の久保田陽彦氏

¹⁴ 神奈川新聞カナロコ <http://www.kanaloco.jp/article/82573>

が「民間事業者の営業時間や形態は事業主が決めるべき」「条例化後の海水浴場が大きく変わるのであれば契約の不履行と判断する」とした要望書を市議会に提出したためだ。久保田氏は条例化に異を唱えるとともに、年間 1,200 万円の命名権料解除をちらつかせたのである。¹⁵

このような経緯があり、松尾崇市長も条例での明文化を取り下げることが明言し、営業時間短縮の条例化を避けたかった増田組合長も「22 時までは譲らない」としていた主張を撤回し、20 時 30 分までとする市側の意向を受け入れる方針を示した。増田代表は「あくまで自助努力で（治安改善策に）取り組む」と強調した。

このような経緯はあったものの条例化は避けられ、結果的に海の家売り上げも減ることもなかったのである。

次に (2) について述べる。警備に関しては、平成 27 年には延べ 653 人の警備員や鎌倉市の職員が砂浜の巡回を行い、徹底的にマナー違反者の撲滅に取り組んだ。一方、逗子市は 248 人の警備員を配置しているものの、鎌倉市には及ばない。警備員を配置するためには、年間で多大なる財源が必要である。この財源を鎌倉市の場合は海水浴場の命名権を売り出すことによって賄っている。鎌倉市と命名権を購入した鎌倉の地元企業・株式会社豊島屋という官民が一体となって鎌倉市の海水浴場を守ろうという姿勢が、成功へと導いたのだと言えよう。

もしも他の地域が海水浴場に関して条例を改正しようとするのであれば、海の家営業時間を条例に組み込まず、行政と海の家が対話をし、自主的に営業時間を短縮化してもらう必要がある。また、地元企業などと協力し合うことがよりよい海水浴場を作っていく第一歩となるだろう。

¹⁵ 産経ニュース <http://www.sankei.com/premium/news/150503/prm1505030014-n1.html>

参考文献

Hanemann, W. M. (1984) Welfare Evaluations in Contingent Valuation Experiments with Discrete Response, *American Journal of Agricultural Economics*, 66(3): 332-341

栗山浩一・柘植隆宏・庄子 康(2013)『初心者のための環境評価入門』勁草書房

畔柳昭雄, 渡邊裕之(2005)『海の家スタディーズ』鹿島出版会

畔柳昭雄(2010)『海水浴と日本人』中央公論新社

高橋奎太郎, 桜井慎一, 寺内将貴(2015)『条例改正が海の家へ及ぼす影響に関する研究：神奈川県逗子海水浴場の海の家を対象としたアンケート調査』日本建築学会学術講演梗概集 2015(海洋建築) No.28, pp.623-624

寺内将貴, 桜井慎一, 長島美菜子(2014)『海の家クラブ化が近隣に及ぼす影響に関する研究』, 日本沿岸域学会研究討論会講演概要集 No.27, pp.657-658

秦博美(2014)『現場からのレポート 立法事実からみた条例づくり(第 1 回)安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例：原点回帰のためのゼロベース・リセット条例』自治実務セミナー第一法規

FEE Japan HP (最終アクセス 1 月 31 日)

<http://www.feejapan.org/blueflag/bf_certify/>

神奈川新聞カナロコ (最終アクセス 1 月 31 日) <<http://www.kanaloco.jp/>>

鎌倉市 HP (最終アクセス 1 月 31 日) <<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>>

鎌倉市長定例記者会見 (最終アクセス 1 月 31 日)

<<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kisya/data/2015/20150601.html>>

鎌倉版タウンニュース (最終アクセス 1 月 31 日) <<http://www.townnews.co.jp/0602/i/>>

栗山浩一「Excel でできる CVM Version4.0」(最終アクセス 1 月 31 日)

<<http://kkuri.eco.coocan.jp/>>

産経ニュース (最終アクセス 1 月 31 日) <<http://www.sankei.com/>>

逗子市観光協会 (最終アクセス 1 月 31 日) <<http://www.zushitabi.jp/splash2015/>>

逗子市長記者会見 (最終アクセス 1 月 31 日)

< <http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/hisho/mayor/kaiken/kaiken250605-copy-copy-copy-copy.html> >

逗子市 HP (最終アクセス 1 月 31 日) <<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/>>

DIAMOND online (最終アクセス 1 月 31 日) <<http://diamond.jp/>>

千葉県 HP (最終アクセス 1 月 31 日) <<https://www.pref.chiba.lg.jp/index.html> >

館山市 HP (最終アクセス 1 月 31 日)

<<http://www.city.tateyama.chiba.jp/minato/page100192.html> >

あとがき

私はもともと日本のゴミ問題と生物への影響に興味がありました。高校生時代に鎌倉の海岸でポイ捨てされた多くのゴミを見て以来、ゴミ問題解決の重要性を感じてきました。そこでゴミ問題に関する研究ができる研究会を探していたところ、大沼あゆみ研究会の6期生である白石さんが「山のゴミ問題」という卒業論文を執筆されていることを知りました。私は海のゴミ問題に関心を持っていたため、大沼あゆみ研究会の門を叩きました。こういった経緯があったため、卒業論文のテーマは迷わず「鎌倉市海水浴場のゴミ問題と生態系への影響」について書こうと決めていたのです。しかし、研究の一環で今年の夏に鎌倉の海水浴場に足を運んだ際、大変驚いたことがありました。海岸にゴミがほとんど落ちていないのです。ゴミと治安の悪い海水浴場と言われていたほどであるのに、なぜゴミがなくなったのかを詳しく調べることにしました。すると厳しい条例と巡回する警備員がその理由であることをつかみました。ゴミがないのであれば、生態系への影響を調べることは難しい。そこで、条例と警備員によって環境的、経済的影響はどのように現れたのかを研究しようと決め、今に至ります。結論が出るまでの道は厳しく何度も壁にぶつかりましたが、とても興味深い結果が出たので最後までやりきって本当によかったと思います。

今回、本論文の内容を調査・作成するにあたって快く協力していただいた、由比ガ浜茶亭組合の増田様、鎌倉市役所観光商工課の勝様、またアンケートでお世話になった鎌倉市民の皆様には深く御礼申し上げます。

末筆ながら2年間優しくも厳しく指導していただいた大沼先生には心から感謝を申し上げます。また、3年生のときに指導していただいた院生の小村さん、4年生の時に指導していただいた金井さん、邵さん、橋本さん、2年間ともに苦労や楽しさを分かち合ったゼミの仲間にも感謝をしております。ありがとうございました。

2017年2月